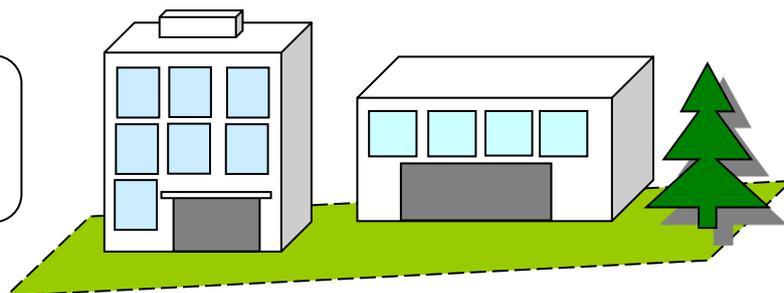


ものづくり工場基盤施設整備支援事業 (中小企業者を対象とする大規模な工場アパート建設への支援)

区は、ものづくり集積の維持・発展を目的に平成20年度から「大田区ものづくり工場立地助成事業」を進めています。

平成22年度より、区内外の中小企業の新規立地及び製造・研究開発拠点の拡大を強化するため、工場アパート等のものづくり基盤施設で、一定の要件を満たす民間企業の施設整備費の一部を支援します。

民間企業が建設する大規模な
工場アパートの建設を支援



- ◆助成金の申込ができる方・・・区内に土地を有し、当該土地に貸工場を経営しようとする方
- ◆事業内容・・・工場の作業場面積が5,000㎡以上で5社以上が入居する工場アパートの整備
- ◆対象経費・・・建物の建設費用・区が定める建物等付帯設備及び関連施設の整備費用（詳細については、「ものづくり工場立地助成のご案内」をご確認ください。）
- ◆助成対象となる事業規模・・・対象経費の合計額が、500万円以上の事業です。
- ◆助成率・・・対象経費の1/4です。
- ◆助成額の上限・・・5億円です。
- ◆交付方法・・・交付決定額の10%を上限として、10年を限度に支給します。
《参考》 対象経費20億円の場合
交付決定額：2,000,000,000×1/4=500,000,000円（上限額）
交付額：初年度50,000,000円（500,000,000×10%=50,000,000）
2年目～10年目50,000,000円

このご案内に関するお問合せ／立地に関するご相談は・・・

大田区産業経済部産業振興課工業振興担当へ

住所：大田区蒲田5-13-14 大田区役所8階

電話：03-5744-1376 E-mail：kogyo@city.ota.tokyo.jp

URL：http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/

2 対象経費

- (1) 工場建物の建設費用・・・工場の新設、買取、増設等にかかる経費及びこれに付随する設計監理費（解体含む）
- (2) 区が定める建物等付帯設備及び関連施設の整備費用（注1）
（例）空調設備の改修工事、防音設備工事、環境関連設備（ソーラー発電設備など）
 ※対象経費は、いずれも公租公課、賃借料（リース取引等）及び消費税を除きます。
 ※土地の取得に関する費用は対象外です。

注1 ※区が定める建物付帯設備及び関連施設

- 1 **建物付帯設備**・・・◎壁補強等、操業時の騒音・振動対策に必要な整備（二重壁、床仕上、天井仕上、二重窓、出入口扉シャッター等）
 ◎生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備であって物に付帯するものの整備（ボイラー設備、受変電設備等）
 ◎排煙設備、空調設備（建物から容易に移動・取外しができないことが条件。）
 ◎門、塀・緑化施設等の外構工事（建築基準法上の規制に支障のないもの。）
 ◎機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）
 ◎省エネルギー設備の導入（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、ガス発電給油器等）
- 2 **関連施設**・・・◎事務所、研究室、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂等
 ※関連施設は、当該工場又は貸工場の床面積を超えないこと。関連施設のみの工事及び住宅部分は、助成対象外です。
- 3 **環境関連設備**・・・太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等省エネルギー設備

3 申請手続きについて

助成金は、新增設等と操業に関する事業計画書の提出・認定を経て、計画に記載した事業を完了した場合に交付されます。詳細は、「ものづくり工場立地助成募集要領」をご覧ください。

参考：ものづくり工場立地助成 手続きの流れ

